

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年12月12日（火）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	久保 史睦 君	委員	徳田 修和 君
委員	木野田 誠 君	委員	池田 綱雄 君
委員	下深迫 孝二 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	野村 和人 君	議員	山口 仁美 君
----	---------	----	---------

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	永山 正一郎 君	林務水産課長	市来 秀一 君
耕地課長	八重山 純一 君	林務水産課主幹	川原 昭司 君
農政畜産課主幹	内村 光孝 君	耕地課主幹	小濱 健一 君
林務水産課林務水産GSL	清藤 明夫 君		
商工観光部長	池田 豊明 君	商工振興課長	立野 博 君
商工観光施設課長	園畑 精一 君	商工振興課主幹	西村 賢三 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	商工観光施設施設管理G主査	泊口 清輝 君

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

岩橋 恵子 君	池田 まゆみ 君
岩元 三枝子 君	日高 嘉子 君
藤原 綾 君	山口 眞理 君

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第100号 指定管理の指定について

議案第103号 字の区域の変更について

議案第104号 字の区域の変更について

陳情第7条 「霧島市働く女性の家」の再編・整備の充実を求める陳情書

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 9時00分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月5日の本会議で本委員会に付託になりました議案3件及び陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここで暫く休憩します。

「休憩 午前 9時03分」

「再開 午前11時00分」

△ 議案第100号 指定管理者の指定について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第100号指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（永山正一郎君）

議案第100号指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○林務水産課長（市来秀一君）

議案第100号指定管理者の指定についてご説明します。議案39ページをお開きください。対象施設の霧島市黒石岳森林公園については、現在の指定管理者である公益社団法人霧島市シルバー人材センターの指定期間が令和6年3月3日までとなっていることから、本年6月1日から6月23日までの間、指定管理者を公募したところ2者から応募がありました。本年8月に霧島市指定管理候補者選定委員会において審査し、その結果、株式会社PBOOKMARKが指定管理候補者として選定され、これに基づき指定管理者として令和6年度から3年間指定しようとするものです。議案40ページをお開きください。まず施設概要であります。当施設は平成7年度に開設され、敷地面積は500,000㎡です。敷地内にはバンガロー、緑地広場、ドッグラン、休憩所、屋内トイレ等が配置されています。住民に森林を利用したレクリエーションの場を提供し、住民の健康増進を図るための施設であり、令和4年度実績として、バンガロー等の有料施設の年間利用者数は910名、年間利用料金は612,100円です。次に指定管理者の概要であります。株式会社PBOOKMARKは、

令和元年12月9日に設立され、従業員数50名で主にカフェ&コワーキング、企業サポート、コンサルティング、会社施設とマーケティングを活用したまちづくり事業などを行っている企業です。選定結果の概要であります。本年8月に指定管理候補者選定委員会を3回開催し、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを行い、9名の委員がそれぞれ100点満点で評点し、その結果、株式会社PBOOKMARKの評点合計が、選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められました。委員からの主な選定意見として、SNSを活用した施設の情報発信及びSEO（検索エンジン最適化）による利用者増加が期待できる、様々な場面を想定した、苦情相談等の対応マニュアルや危機管理マニュアルの作成及び訓練の実施を計画している、既存のドッグラン事業の充実のほか、デイキャンプやカフェ事業の展開、コワーキングスペース事業等の特色ある自主事業の提案により、施設の魅力向上及び新たなコミュニティの創出が期待できる、空き店舗のリノベーションによる実績もあり、これまでの経験を踏まえた施設運営に期待できるなどの意見がありました。以上で林務水産課に関する説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

質疑ではないんですが教えてほしいんですが、SEO、検索エンジン最適化、これちょっと説明してください。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

これがネットウェブサイトとかで、そういうSEOということで検索をいたしまして、そういういろんな経営に関することとか情報をつかんで、それをまたそういった方に教えていただくということで、そういう情報発信をしていく業者ということになります。

○委員（木野田誠君）

この業者を選定するに当たって2社から応募があったということでもありますけれども、評価点を2社とも提出してください。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

2社なんですが、まず9名審査員がいらっしゃって、1人100点ということで1,000点満点で合計の点数よろしいでしょうか。まずPBOOKMARKさんのほうが、合計で616.33で得点率についてしてましては68%というふうになっております。もう1社のほうが、1,000点満点中598.86で得点率が67%ということで、僅差でPBOOKMARKさんのほうが今回、取得しております。失礼しました。900点満点でした。900点中でPBOOKMARKさんが616.33、もう1社のほうが598.86です。すいません訂正をお願いします。

○委員（徳田修和君）

同じく主な選定意見として上がったところについて3点ほどお伺いいたします。まずSNSを活用した施設の情報発信及びSEOによる利用者増加ということでございましたけども、まだまだあ

の地域のネット環境に不安を感じるところではありますが、その辺はどのような対応していくように話のほうがされているのでしょうか。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回選定結果を受けまして、一旦こちらの事業者のほうとあくまで議会の承認を前提としたということで、1回打合せをさせていただきました。こちらの事業者がEC事業ということでエレクトロニックコマース、電気商取引をメインとしてる事業者であります。これいわゆるアマゾンとか楽天に通ずるような業種であるんですけども。そういった中で黒石岳のほうは確かにインターネット回線のほうが届いておりません。その辺についてどのような対応するのかという質疑をしたところ、通信事業者に相談をすればすぐに手配をしていただけるというような回答がありました。というのも黒石公民館まではインターネット回線のほうが届いておりますので、割と近距離で施設整備は行えるものと考えております。

○委員（徳田修和君）

もう1点は苦情等の対応マニュアル、危機管理マニュアル及び訓練の実施ということでございます。利用者も増えてきているということで、各種自主事業も増えればそれなりの効果を見込めると思います。それに伴って事故であったりとか、そういう緊急対応等もしっかりとした対応しておかなければ、市街地から離れているということで、利用者のほうも心配されると思います。現地調査をしたときに私はドコモの携帯なんですが、通信ができませんでした。電波が入っておりませんでしたので、そういったところで救急車を呼んだり、消防車を呼んだりというようなところの通信整備等はどのような話合いがされているのか、その辺の対応のほうがあればお示しいただければと思います。

○林務水産課長（市来秀一君）

先ほど申し上げましたとおりインターネット回線とあわせまして、そういったところも今後、十分検討していきたいというふうに事業者のほうから提案がございました。また危機管理マニュアル等につきまして、当然、今後黒石岳森林公園を自主事業で行っていく、これ事業者のほうからはキャンプ場を前提とした運営を考えているようでございます。そういった中でキャンプ場内での事故、もしくは病気等に対する緊急対応についても、十分な説明が今回の選定委員会の中ではなされたと感じているところです。

○委員（徳田修和君）

最後ですがデイキャンプやカフェ事業ということで幅広く今後自主事業のほうを展開されるということで、現在のアウトドアニーズに即したようなものになっていくのかなというふうに期待をしているところですけども。それなりに事業投資のほうがかかっていくものと思います。水道等も使用した水の排水状況が自然に流入ということでもありましたし、キャンプ場やカフェ事業をすれば、当然に浄化槽設置であったりとか、その辺も配慮していかないといけないと思うんですが、そういった事業投資であったり、また、先ほどちょっと質疑の中でもありました施設の通信整備であった

り、この辺は指定管理者のほうでやっていくということになっていくんでしょうか。それとも市のほうである程度、事業投資を一緒にしていくというような理解でよろしいでしょうか。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回の指定管理期間につきましては3年ということで設定をさせていただいておりますが、まず初年度、令和6年度につきましては事業者の提案としましては、まずはデイキャンプ場としての運営を図っていきたいということで考えております。デイキャンプですので、夜間の宿泊は伴わないキャンプ運営になるんですが、そういった中でドッグランの利用とあわせて、利用者のニーズがやはり宿泊キャンプであったり、あそこは非常に星空もきれいな場所ですので、そういった体験をしたいという利用者の強い要望がありましたら、今後そういった施設整備についても市も同様に考えていかないといけないと考えております。財源につきましては実は令和4年度に林野庁のほうから森林環境譲与税の有効活用についてということで、じきじきに本庁までお見えになって、お互い意見交換する場がございました。その中で、私のほうから、そういった森林公園について、譲与税の活用はいかがですかという打診をしましたところ、大いにやってくださいと、森林公園を通じて一般の市民の方、利用者の方に森林環境教育であったり、木材普及促進であったりとそういった趣旨に沿うものであれば運用は可能ですということで回答いただいておりますので。今後そういった譲与税も活用しながら施設整備のほうも図っていければと思っております。ただ、そのためにはやはり市民の理解、ニーズ、それをしっかり把握した上で具体的な詰めには入っていきたいと考えているところです。

○委員（木野田誠君）

不安というかですね、この会社はソフト面では先ほど説明がありましたように長けてる会社だと私は思ってるんですけども、集客の部分はどうですか。ところがあそこの森林公園は極端に言うと、公園内の整備とかそういうハード面が伴ってくるわけですよ。ここにもいろいろと企画は出しておりますけれども、そういうハード面も含めてですね、その辺は大丈夫なんですか。それとですね当然、環境譲与税を使っていかれるというようなことですが、それをうまく使ってやっていける会社なのかどうかそこら辺はちょっと心配なんですけどどうですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

実はこのPBOOKMARKさんにつきましては、昨年度、指定管理とは別にですね、民間提案制度の中で、我々公募をさせていただいて1社だけ応募がありました。最初は民間活用という形で応募の中で、同様に自主事業的なキャンプ場運営ということで提案があったんですが。その中では一部、市の財政負担を伴うという面があったものですから、採択はされなかったところです。ただ今回指定管理ということで、指定管理料も踏まえた分での事業運営ということで、新たに応募されて今回採択になったわけなんですけど、事業主さん自体が、非常に個人的にキャンプ経験がおありな方ということで伺っております。また従業員等につきましても、もともと国民休養地のほうでキャンプ場のほうに携わっていた職員とか、そういった方もいらっしゃるようですので、その辺の

キャンプについてのノウハウ等については、ある程度運営能力はあるのかなあと。すいませんこれはもう個人的な意見になるかもしれませんが感じております。あと、譲与税等を使って、今後発展ができるかということなんですが、実はこちらのPBOOKMARKさんは商工振興課のほうにおきまして、まちづくりイノベーションの関係の受託事業も行っております。いろいろ空き店舗の活用であったり、女性起業家の起業に対する支援等々を行っております、結構住民参加型のイベント、天降川公園のほうで、マルシェみたいなものがあるんですけども、そういった運営にも携わっております、そういったイベント等々も踏まえながら今後利用者の増進につながっていくのかなと期待しているところです。

○委員（下深迫孝二君）

今日行って見てですね、かなり広い面積あります。そうしたときに、やっぱハード面の方もかなりお金がかかるんじゃないのかなということを感じたわけですけども。今回我々が現地視察するというので、急遽草払いをされたような跡もありましたけれども。やはり指定管理をする以上はハード面ソフト面、両方が伴わないとどうしてもいけないという気がするんですけども。例えば若い家庭を持っておられるお母さんたち、あそこまで行くつつたら車のない人たちは、いけないわけですね。それに伴ってイベントなんかをするときに、バスを出すようなことは出来ないのかと。そこら辺はどのようにとらえていらっしゃいますか。

○林務水産課長（市来秀一君）

今後の利用者の方の意向であったり、そういった要望等があれば、ぜひ、そういったことも検討していきたいと思います。実際あちらの駐車場につきましては、昨年度国分小学校の児童を集客して、近くの市有林のほうで間伐跡地の植林体験をしていただきました。そのときもバスをたしか、4台から5台あちらの手前の駐車場のほうに配置する形で運営ができましたので、今後そういったことも前向きに検討できればと思っております。

○委員（久保史睦君）

2点ちょっと確認をさせてください。まず、先ほどの得点率が1%しか違わなかったという部分で、大きく違う、その1%の違いで大きく評価されたものと評価されていないもの。決定的なものは何だったのか。その評価委員の方たちの900点満点の配分の中で、どういう部分についてこの1%の僅差を争うようになっていたのかという部分がまず1点。そちらからちょっとお聞かせしていただければと思います。この得点率が68%と67%ということだったんですけども、この部分に対して評価という部分で行政がさらにも求めている部分に一致したのかどうか。その評価された結果がですね、そこの部分についてちょっと考えと見解をお示してください。

○林務水産課長（市来秀一君）

確かに得点については非常に僅差でございました。選考委員の公表においても実際どちらが有利だったのかと、そういったような意見交換もございました。ただこの指定管理者の候補の選定の基準の中では、審査委員が9名の中で1位をおした人数の数で決定をするということで5対4という

ことで、5名の点数をつけられた委員のPBOOKMARKさんのほうが選定されたという結果になっております。提案者からありました、こういった提案が市の意向に沿っているかという御質問でございますが、実際、この方はまちづくりリノベーションじゃないんですけど、地方から地域を活性化したいということを大分提案の中で発言されておりました。そういった中で我々としまして非常に立地条件がちょっと遠い。道のりが遠いということで、なかなか足を運びづらい施設だというのは重々感じておりますが、そこにいかにリノベーションを図って施設を活性化していく、運営を活性化していくかというところの提案が評価されたと思っていますところです。

○委員（木野田誠君）

今、久保委員のほうからも話が出ましたけど、私もさっき質問しましたけど、やっぱりこれはですね評価表を出すべきです。この委員会に。口頭でさっき説明されましたけどそれだけで済ますのではなくて、2社あるわけですから評価表をちゃんと出して、それに基づいて説明をしてもらわないと。特に僅差ですから、決まったものが決まったものでいいんですけど、どっちがどうのこうのということじゃないんですけども。我々もその評価表を見たいわけです。どうですかその辺は提出できますか。

○林務水産課長（市来秀一君）

すいません指定管理者の選定基準につきましては、企画政策課のほうで基準を定めてその運用等については当たっておりますので、私どもが今この場でそれを出せるかどうかというのはちょっと判断しかねます。

○委員（木野田誠君）

今までですね産業建設常任委員会の中で、そういう指定管理が出たときに評価表ももらってるわけです。もらってるわけですから私もこういうふうに経験があるから発言できるわけですので。ぜひそこは提出するようにしてください。

○林務水産課長（市来秀一君）

失礼いたしました。認識不足でございました。後ほど、評価表については提出をさせていただきます。

○委員（久保史睦君）

実は今木野田委員が言われたことをそのままもう1回聞こうと思ってた部分だったので本当ありがとうございました。本当にこの1%という僅差という部分で評価が出ているときには、これは本当にどういったプロセスがあったのだろうかというのは我々委員としてはですね非常に重要視したいなという部分もありますし、また次に活かしていきたいなというのは、すごく当然あることですので、そこら辺はですね今の要望をまたしっかりと鑑みていただきたいなと思っております。もう1点ちょっと確認しておきたいことは、現地のほうに数年ぶりに行かしていただいでですね。そこに行くまでの道路、いわゆるそこに行く人たちがいっぱい今から当面想定を、呼び込まなきゃいけないわけですので、していく上で相当のインフラ整備がかかってくるんじゃないかなということは

想定されるんですけども、例えば、途中の危ないところの路側帯のことであったり、路側帯とか白線のことであったりとか、ここガードレールが必要だね、ガードパイプが必要だねというようなことが想定されるんですけども。そこら辺は考えていらっしゃるのかどうか。相当財源がかかってくると思うんですけども、インフラ整備に関しては、そこら辺についてはどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○林務水産課長（市来秀一君）

本日現地視察を行ったルートにつきましては、名波から梅ヶ谷のほうを超えてきたルートかと思えますけども。あとほかには北永野田小浜線、県道ですね、それから都城隼人線のほうに一旦上がってから永水のほうから入ってくるルート等々ございます。私共も実際どのルートを優先順位として、一般の市民の方に来ていただくルートにするのかというところもあるんですが、これはですね今後、誠に申し訳ないんですけども、新しい指定管理者の方の運営の中でそういった住民ニーズというのは当然出てくると思います。道路が悪い、整備がなっていない等々ございましたらそれは積極的に行政のほうで反映をしていきたいと思いますが。当然そのインフラ整備のための、資金等々もございますので、最短ルートであったり、1番有利なルートを今後示すような形で利用者の方には示していきたいというふうに考えています。

○委員（久保史睦君）

今の答弁でちょっと確認をしておきますけれども、当然そういう3か所ほどルートがあるという中で、恐らくそういう要望が上がってくるだろうなということは認識をされてたという部分がまず1点。もう1点はこれ非常にいいプラン計画でもありますので、そういう要望が上がってきたのや財源措置をしますよという考え方を現段階では持っているということと理解しておいてよろしいですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

特にインフラ整備、施設整備等についての財源につきましては、非常に厳しいものがあると考えております。私がこの場で、ちょっとその判断についてはお答えできない部分もあるかと思えます。ただ、実際利用者が今後増えていく中で、そういった市民の声が、多くなってくれば、それは行政としても当然検討しないといけないと。また逆に、利用者が少ない中で市が先導して、ちょっと施設整備を行うというのも非常に悩ましい部分もありますので、今後状況等を鑑みながら十分に検討していかないといけない課題だとは感じております。

○委員（下深迫孝二君）

今霧島市はよく、若者たちに遊ぶ場所がないと言ったようなことをよく聞きます。あるのはパチンコ屋だとかそういうお金を使わなきゃいけないような施設ですね。だからあれだけの面積を持って、人手があまり集まらない。こういうところをサーキット場みたいなものにですね、変更していけば、使用料を例えば1万円とって走ってもらうとかね、そうすればかなりの利益に私つながるんじゃないかというふうに思うんですけども、そういう検討は全くされてませんか。あそこの周り

人家もない、騒音が出ても支障がない、若者たちがストレス発散の場所にもなる。そして、運営していく上でも、それなりのお金も入ってくるというふうに前から思ったことがあるんですが。そういうことは全く検討されておられませんか。

○林務水産課長（市来秀一君）

先ほど申しあげました昨年度の民間提案制度の公募の中で、私共もあそこの積極的な民間活力での運営の手法を期待しておりました。実際私個人としましても例えばマウンテンバイクのそういった集会場であったりとか、今議員が言われましたオフロード場なりそういった提案もあるかなと思っておりましたけども、残念ながら昨年度につきましてはそういった提案はございませんでした。ただ今後新しい指定管理者の中で、いろいろな、こちらの事業体がSNSについても、かなりたけた事業者ですので、SNS等を通して利用者の中からそういった声、また要望等そういったアイデア、それは行政からもですけども、市民のほうから、利用者のほうからも、そういった提案等、アイデア等、今後広く拾っていききたいなとは思っているところです。

○委員（木野田誠君）

今、下深迫委員からも、提案が出ましたけれども、あそこに行ってみてですよ、非常に私は要望というか、要望で言いますと、この資料のグラウンドゴルフ場と書いてありますが、ここは、一応緑地広場というふうに今変えてるということでありましたけれども、さきほど現場でも言いましたように草ぼうぼうのところになってましたけども。ああいうところをやっぱり活用してですね、今、下深迫委員が言われたそういうところとか、私は要望としてあそこはパークゴルフ場に何とかしてくださいと言いたいんですけども。それと、行政としてはですね民活を言われましたけど、民間活力を使うのもいいんですけども、その前に環境譲与税、これをためてもどうしようもないんですからこういうところに大いに使ってもらってですね、あそこの公園をですね、もうちょっとこう、うまく利用できるようにしていただけたらなおいいんじゃないかなというふうに要望しておきますので。ぜひ環境譲与税をこういうところに投入していただけたらと思います。それから森林関係のそういう子供たちに対する教育もそういう場所をつくれればできるわけですから。それともう一つは、あそこに緑地広場に木が植えてありました。あれは引っこ抜いて別なところを植えてもらわんと。ああいうところに植えたら活力はできなくなります。お願いしておきます。

○副委員（宮内 博君）

私お尋ねしたいのは3点あります。一つは今回シルバー人材センターから、PBOOKMARKさんに指定管理を変更するという事なんですけれど。シルバー人材センターのほうは今回3年間の契約ということですので、指定管理料ですね、どれぐらい受けてこれまでやってきたのかですね。まずその点をお聞きします。

○林務水産課主幹（川原昭司君）

シルバー人材センターは5年間指定管理をしてたんですけども。平成30年からですけど指定管理料が年間568万2,960円。令和元年度が573万5,580円。令和2年度が578万8,200円。令和3年

度と4年度、5年度見込みで578万8,200円という額になっております。

○副委員（宮内 博君）

従来、5年間の契約だったということですが、今回3年間ということで、大体どれぐらいの契約額というのを試算されているのか。今の段階ではそれは公表できるんですかね。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回指定管理者の公募を図る上で相手方にも基準価格ということで、1年間の指定管理料をお示ししております。そちらのほうが年間814万4,000です。

○副委員（宮内 博君）

シルバーの時からすると3割ぐらい増すんですかね。それでお尋ねしたいのは先ほどから言いますように、そういう新しい指定管理者の体制の問題ですね。かなり50町歩という面積を要するところということで、相当管理に要する費用というのがですね、かかってくるということになるというふうに思うんですけれども。そういう実績という面では、いわゆるハード面ですね実績という面では、例えば当然、草刈りなどもしなきゃいけませんし、あるいはその遊具などもありますから、そういうところを補修をするなり点検するなり管理もしていかなきゃいけないというハード面の実績というのは、どれぐらいの議論がなされて、そして事業者からどういう提案がなされてるのかですね。その辺もう少し説明をいただけませんか。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回新たな指定管理者の公募を検討するうえで、まずこの総面積50haについてなんですが、先ほど航空写真でお示した全体図の中で、実際利用されてる部分といいますのは、バンガロー等がある場所と入り口の駐車場、そしてあとドッグランのほうまでおりてきた通路部分。それで奥のほうの今緑地広場となってるんですが、ここをですね我々としては重点的に管理区分として想定しております。実際50haというふうになってるんですけど、航空写真でいいますとこの辺の山になるんですが、実際こちらのほうで何かしようと思ってもなかなかできるスペースでもございません。今後行政としても、その辺はまた森林整備等も踏まえて整備しないといけない課題と感じておりますが、まずは先ほど言いました有効利用ができる場所を重点的に今後維持管理を行っていきたいというふうに考えております。また先ほど基準価格のほうを申しあげましたが、300万ほど上がっているわけなんですが、こちらについてもそういった施設の維持管理費用として充填するという意味合いでかさ上げを行っているところです。また遊具等につきましても、今公園等での事故も危惧される案件もございますので、定期点検等をしっかり行っていこうということで、委託料等々も踏まえた形の基準価格を設定しております。

○副委員（宮内 博君）

それをもちろん重点的な部分ですね50haの中で何分の1かだろうというふうに思いますけれども。それにしてもやっぱり広いですので、それを何人ぐらいの体制で、ハード面ですね、従事していこうという計画になってるんですが。

○林務水産課長（市来秀一君）

現時点で人数的な計画等は持っていないところです。すいません非常に失礼な言い方といたしますか、行政が丸投げじゃないかというとらわれ方をするかもしれませんが、先ほどから申し上げております利用者の声、そういったニーズ、そういったものを今後は拾い上げていく中で、例えばもつとこの森林公園はこうあるべきだというような市民目線での要望であったり意見であったり、そういったものの中で、例えばですね垂水市のほうにあるんですけども、千本イチョウという、非常に観光名所になってる場所がございます。こちらは全くの民間の方が手がけたイチョウの並木なんですけども、そういった景観に美しい森林等も必要だよねとかそういった声等があれば今後具体的に考えていきたいというのが今現在での構想でございます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 100 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 3 7 分」

「再 開 午前 1 1 時 3 8 分」

△ 議案第103号 字の区域の変更について及び議案第104号 字の区域の変更について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第 103 号及び議案第 104 号、字の区域の変更についてを一括して審査いたします。執行部の説明をよろしくお願いします。

○農林水産部長（永山正一郎君）

議案第 103 号、104 号字の区域の変更につきましては、経営体育成基盤整備事業（第一、第二国分東地区）の施行に伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○耕地課長（八重山純一君）

今回提案しております議案第 103、104 号字の区域の変更につきましては、経営体育成基盤整備事業の第一国分東地区及び第二国分東地区で整備されたほ場整備のうち、野平換地区と上之段換地区の字界を変更するものです。位置は 49 ページ及び 5 6 ページをご覧ください。まず、野平換地区に

ついて説明いたします。区域変更図は 53 ページをご覧ください。国分川内字土田、見次田、宮田、野平の区域をほ場整備したことにより点線で示した従前の字界がほ場内を通過することから、太線で示した事業実施区域を字界に変更しようとするものです。次に、上之段換地区について説明いたします。区域変更図は、60 ページをご覧ください。国分上之段字新中、前田、道添、山下、宮前の区域をほ場整備したことにより点線で示した従前の字界を、事業実施区域や地域性を考慮し、太線で示した字界に変更しようとするものです。以上で耕地課に関する説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっと上之段のほうでお尋ねします。上之段の前田っていう地域ありますね。市道から下にちょっと下っていったところ。その中に 1 か所だけこの事業に参加してないところがあったと思うんですが、その地番はどうなるんですか。民間で耕地整理をされて 1 か所だけしなかったというところがあったんですけど。そこも残りの回りをされたわけだから、そこもきちっと一つの筆数にされてるのかどうかそこをちょっとお尋ねします。

○耕地課長（八重山純一君）

今おっしゃる部分につきまして 1 か所ございます。もともと自分でほ場整備されたところがあったということで、今回のほ場整備の中には参加をされていない状況です。今回の字界変更とかあと換地を行う際にその地番、地形等につきましてはそのまま従前のままということで。その周囲についてはほ場整備を行った分につきましては、地番等が変わってくるような形になるということになります。

○委員（下深迫孝二君）

その場合ですね、前に、ほ場整備をする前、あっちこっちこう入ってて、そして、民間同士で話をされて、ほ場整備を 1 回されたんです。10 何年前だったですかね。そうしたときに今回、公的なほ場整備をされたことで、その人の土地っていうのは、幾つかこう入ってた、それなりにそこだけはなっているという、考え方でいいわけですかね。他は一筆に全部されたんでしょうから。その部分については、何筆かまたいでこういう筆数なってたわけですけども、そういう理解でよろしいですか。

○耕地課長（八重山純一君）

今回のほ場整備でさわってない部分につきましては、従前の筆界のままということになります。

○委員（徳田修和君）

今回ほ場整備のほうで完了ということでございますけども、しっかりとこの 2 か所とも、103 号 104 号ともにほ場整備が終わった後に、耕作の放棄地等が生まれてしまっただけでは事業の意味がなくなってくると思います。そういった観点で作付計画であったりとか、この整備完了後のこの農地の利用というものとはどのような計画があるのか。すぐすぐに農業を辞められるという方がいらっしゃる

とは思いませんけど、その辺のことが把握できていればお示してください。

○耕地課長（八重山純一君）

まずもって近年の耕地事業的な分のは場整備なんですけど、国としましては国がお金を出す以上、今後耕作放棄地とかそういった部分が発生しないようなということで、事業を進めてらっしゃいます。ほとんどの事業につきましては、今後の農地の管理的な部分について、ちゃんとしていきなさいよということがございまして、今回の事業名にもございまして経営体育成基盤整備事業ということになっております。内容としましては経営体のは場整備を行うことと、そのあとの経営体の育成、そういった部分につながってくるということでもございまして。農業委員会で行ってまず利用権設定、あともしくは農地中間管理機構におきますそういった設定等の部分について目標が定められた形で耕地の事業につきましては行っているところです。今現在、若い方もいらっしゃると思いますが、今後5年後10年後自分の農地につきましてはどのような形でどのような経営をしていって、どなたに今後お願いしていくとかそういう計画を作成することになっております。

○副委員（宮内 博君）

今のことに少し関連をするんですけど、今後作成をしていくということなんですけど、現状はどのようなかということでの基本的な調査っていうのはなされてらっしゃるんですかね。

○農林水産部長（永山正一郎君）

現在、人農地プランの見直しということで、地域計画を各地域で作りなさいというふうになっておりまして。令和6年度までにですね、それぞれの農地を10年後、誰が維持管理してるんだっていう計画をつくるように国から求められているところで、現在モデル地区と定めて計画の作成に取り組んでいる地域もございまして。そういった中で来年度に向けて、全ての隅々までとはいかないと思いますが、ある程度の一定の地域は、地域計画を策定する過程で話し合い活動を行って農地の保全に努めていきたいと考えております。

○副委員（宮内 博君）

そうすると令和6年までっていうのはもう来年ですよ。こういうほ場整備が完了したところというのは最優先でそういった計画をつくらなければいけないのではないのかなというふうに思いますけれども。その見直し等についてはどうなんですか。

○耕地課長（八重山純一君）

先ほど部長のほうがお話ししました地域計画につきましては国全体として行う。逆に霧島市全域を網羅する形になるところなんですけど、私どものやってる県営事業のは場整備等につきましては、ある程度一定のエリアがございまして。まずもってはその中で今どのような状態で、まず事業に入る前にどういった形で利用権設定とか、土地の状況がありますというのを確認した後に、それぞれの事業で5年後10年後に、例えばそういう利用権設定とかそういった部分についてを何%まで上げましょうというような計画目標を行っております。最初事業が入る時点で計画を策定しております。それに基づいて今後ほ場整備を行ったりとかした後に、そういった中で精査をしていくような形

になってくるような形となっております。

○委員長（前田幸一君）

他にございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 103 号及び第議案第 104 号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 5 0 分」

「再 開 午後 1 2 時 5 5 分」

△ 陳情第 7 号 「霧島市働く女性の家」の再編・整備の充実を求める陳情書について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第 7 号「霧島市働く女性の家」の再編・整備の充実を求める陳情書の審査に入ります。本日は、陳情者である岩橋様ほか 5 名が出席をされております。陳情者の方に議事の順次を申し上げます。まず陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて簡潔に御説明をいただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますのであらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（岩橋恵子君）

共同参画シチズンシップ霧島という任意団体から参りました岩橋恵子と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。ちょうど 1 か月ほど前になりますが、11 月 14 日に今議長がおっしゃったように、霧島市働く女性の家の再編整備を求める陳情書を私を含めて 14 名によって提出させていただきました。今日はそのメンバーのうち 6 名が出席しておりますが、私のほうから書面を読み上げる形で陳情内容を説明させていただきます。簡潔にってことでしたが、読み上げが一番簡潔だと思いますのでよろしくお願いいたします。霧島市働く女性の家これは 1987 年に設立当時は、国分市働く婦人の家だったわけですが、この施設は雇用における男女平等を目指して制定された、男女雇用機会均等法、1985 年のものですけれども、これに基づいて女性労働者が仕事も家庭も充実した生活を営むことができる環境をつくるという意図を持って、1987 年に設立されました。働く女性の家の設置目的が、女性労働者及び勤労者、家庭の女性の福祉の増進を図るため、これ条例の第 1 条にございますが、そのようにされ利用条件が市内在住の勤労女性及び勤労者、家庭女性、市内に勤

務している勤労女性、これ第3条にございますけれども、となっているのはそのためと思われます。しかしながら、女性労働者に求められているのは、仕事と家庭の充実だけではなく、その後制定された男女共同参画社会基本法、1999年ですが、それに規定されているように、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会をつくる一翼を多様な人々と協働で担うことです。こうした時代にあって、働く女性の家の果たす役割が単に働く女性の福祉の増進ということだけにとどまらず、幅広い市民による男女共同参画社会づくりの推進や、そのための力量形成の場となる見直しが求められていると思います。そのためには、利用条件も勤労女性だけではなく、多様な市民にまで広げることも大切と考えます。より具体的に申し上げますと、今日働く女性の家に求められているのは、誰もが立ち寄りやすい交流の場、相談機能があって、有用な情報や流れの機会が得られ、一人一人が自分らしく生きていくために孤立を防ぎ、人と人がつながり、安心して暮らしていくための社会支援があり、持続可能で豊かなまちづくりにつながる施設として活用されるものへと再編整備されることだと思えます。そのためには、現在の設備をいかし充実させるとともに、非常に設備がすばらしいものがたくさんございます。例えば調理実習室、相談室、研修室、情報コーナー、保育室、庭園などですね。そういったものをさらに充実させるとともに、歩行に困難を抱える人を初めとする障害者等を含む多様な市民が利用しやすい施設整備やICT設備の設置などが望まれます。さらに、管理運営の在り方、例えば時間設定、これ働く女性の家であるにもかかわらず日曜日は閉館といったようなことですね。あるいは、飲食が禁止になってるのはちょっとどうなのかなってということもみんなで話し合ったりもしました。あと企画内容としまして、やはり働くことにつながるような資格の取得、そういったものも必要なんじゃないか、講座みたいなものですね。あるいは、料金がかかるわけですが、地域によっては、こういった施設を使うときは全く無料のところもございますのでそういったあたりも検討していいんじゃないかと思えます。それからバリアフリーですね。それから利用者の偏りなどの問題も、利用者から指摘されておりますので、こういった問題も看過できないことだろうと思えます。第三次霧島市男女共同参画計画、2023年から27年の計画ですが、そこでは、男女共同参画の視点に立った制度、慣行の見直しとともに、教育学習の推進、生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、地域づくりなどが重点課題として位置づけられ、その実現が喫緊のものとして提示されております。そうした課題に対応するためにも、支給霧島市働く女性の家の見直しが必要であると考え、以下の事項を陳情いたします。1、霧島市働く女性の家が今日の時代的要請に合致したものになるように、霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例を至急見直してください。2、見直しに当たっては、当該施設が多様な市民による男女共同参画社会づくりの推進や、そのための力量形成の場となる視点を持ったものにすると同時に、市民の意見が反映されるように、市民参画の機会を保障してください。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま、陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

御説明ありがとうございました。本日午前中に私共も現地を見させていただいて、中をひととおり見学させていただいてまいりました。今あったとおり、利用する中で飲食ができないであったりとか、あと、エレベーター等もなかったのも、二階に上がるときの歩行困難者への対応とかも、まだまだ見直すところがあるなというふうに実感したところではございますが、今回陳情出されたところの、まず、早急に見直してほしいというのは、そういったところ、先ほどお話しいただいた中で陳情書であれば、後段のところですかね現在の設備を生かし充実させるとともに実習室、相談室、研修室等、もろもろ個別出していただきましたが、そういったところをも至急見直してほしいというような理解でよろしいのでしょうか。

○陳情者（岩橋恵子君）

そのように御理解いただいてありがたいかと思えます。ただ決める際においてもですねこちらのほうで行っておりますのは、やはり全体の趣旨の確認、そして条例そのものをやっぱり変えないと、こういったものは多分実現できないだろうということ。しかもそれを変える際には、ぜひ市民の声をちゃんと反映されるような形の仕組みをつくっていただきたいところまで含んでおります。

○委員（木野田誠君）

先ほど岩橋さんに陳情の内容を読み上げていただきましたけども、全然反対する要因は何もないんです。私共ももろ手を挙げて賛成したいと思っておりますが、実はこの件についてはですね今度の補正予算にも上がっております。というのは今読み上げていただいたこの内容をですね、行政のほうでも、見直すということ、見直すための費用が予算として幾らだったか、26万ぐらいかな。27万ですね。27万ぐらい上がってるんですよ。ですから、予算が決定しますとそういう、これ、運営委員会には皆さんの中で入ってらっしゃる方いらっしゃいませんか。この見直しの運営委員会。多分、いらっしゃいませんね。運営委員会というのはこの女性の家を見直すための運営委員会ですよ。ですからここに要望をたくさん出していただければいいことになるわけですよ。意見を出していただければ。できましたら、今日もこういうふうに来て、せっかく来ていらっしゃるんで、皆さんの思ってたらっしゃる要望を言っていただければ議会としてはまた行政のほうにも伝えられますので。この陳情に反対する人は誰もいないんじゃないかなと私は思いますけれども。

○陳情者（岩元三枝子君）

今、見直しが進みつつあるというふうにお聞きして予算が27万って、ちょっとけたが違うんじゃないかとびっくりしましたけれども。どのあたりにどのような27万円の予算がついているのでしょうか。

○委員（木野田誠君）

まだ予算委員会がないですから、そこは私も申し上げられませんけども。恐らくですねこの会

議を開くための予算、その中でいろいろ話し合われていって、それで予算をつけてどういうふう
に使う。もちろんこれはですね、この名称からですね考え直そうということで陳情あがってます
んで、まさにこの陳情書の中身はですね網羅されてくるんじゃないかなと思いますけど。

○陳情者（岩橋恵子君）

非常に素朴な質問で恐縮なんですけど、今おっしゃった運営委員会というのはどういうふうなの
かということをお教えいただけますでしょうか。

○委員長（前田幸一君）

そちらかの質問はちょっと受入れられないので申し訳ございません。ここで一旦休憩します。

「休 憩 午後 1時08分」

「再 開 午後 1時10分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに質疑はございませんか。

○副委員（宮内 博君）

先ほどですね施設のほう、私共も先ほど徳田委員がおっしゃったように、見させていただきま
した。それで、条例を見ますと、今回の陳情書は条例を見直してもらいたいというのが一つ。
第1項目目の要求ですよね。それで実際条例を見ますと、条例の中にはこの働く女性の家と
いうふうになってますので、この、先ほどありましたように、この条例の名称そのものも今の時
代の要求にですね答えていないのではないのかという一つのそういう提案があるんだろうという
ふうに私は受け取ったわけです。同時にその、第3条の中にあるこの使用の範囲というのは、条
例の中にありますよね。ここには、働く女性の家を使用できるものは次に掲げるものとするとい
うことになってて、全てに本市住所を要する女性労働者または市内事業所で働く女性労働者と、
そして次も勤労者家庭の女性と、その次もその女性の団体と、そして一応最後のところにその他
市長が認める者というふうになってるわけなんですよね。それで、これまでのこの利用実績
等について、執行部から改めて資料をいただいているんですけど、令和4年度の利用状況からし
ますと9,468人が利用しているということなんですけど、家庭の女性の方が5,455人で勤労女性が
2,876人で、その他が1,137人というふうになってるわけですね。このその他の中にはいわ
ゆる個人の参加ではなくて、この第3条の4項のところにあるその他市長が認めるものという方
たちが入ってるというふうに想定をされるんですけど。今日行ってみましたら男性の方が女性
の方と一緒に卓球してましたね。だから男性の方も利用できるんだなというふうに、改めて私も
認識をしたんですけど。この陳情書の中にあるのは男女共同参画でありますので、男の人、女
の人という性別的なもので分けるというのではなくて、多様な人たちが利用できるような施設に

変えてもらいたいという思いがあるのではないかと私なりに理解をしたんですけど、そういう理解でいいのかどうかですねお示しをいただければ。

○陳情者（岩橋恵子君）

非常に趣旨を十分に御理解いただきましてありがとうございます。そのとおりでございます。私共の団体名が共同参画シチズンシップになってございますけれども、あえて男女共同参画とは言っていないんですね。本当に多様な人たちが、最近では男性女性というふうに言われるのが嫌だという方もいらっしゃる。ですからそういったところで区別することなく、多様な人が使えるような、そういう施設にしてほしいというそういう趣旨でございます。

○副委員（宮内 博君）

そうしますとこの第3条というのは、抜本的に変えていかなければいけない。今それが時代の要請だという認識だろうというふうに思いますけれども、いや今日おいでになってる皆さんの中での議論というのも、やはりその部分が非常に大事だよねっていうふうになっているという理解でよろしいんですか。

○陳情者（岩橋恵子君）

はい、ありがとうございます。そのとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○副委員（宮内 博君）

あと今回委員会の構成が変わりましたですね、今日初めて、新しい私共の産業建設委員会の新しいメンバーでの第1回の委員会なんですね。それで、前回までは他のメンバーがここに出席してたんですけど、私は前回総務環境常任委員会に所属しておりました。それで今年の5月17日に議員と語ろかいがありましたよね。それで共同参画シチズンシップ霧島の方々と意見交換をしたんですけど、その方々も今日、そこに出席された方々も今日おいでになってるというふうに名簿を見ましてですね思ったんですけど。そのときにはいわゆる施設の在り方の問題、例えばその和式のトイレしか1階はないというのを洋式にしてもらいたいとかですね。そういうのもあったし、またその、いわゆる多様な人たちが集えるセンター的なものが欲しいんですというようなことがかなりそのとき議論をされて、ある議員から保育所や、今私待ってるところあるから、そこなんかどうなんだというですね、そういう意見も出されたんですけど。やっぱりそのときに議論をしたことは今回の陳情書にもつながっているのかなあというふうに思ったんですけども、そのように理解してよろしいんですか。

○陳情者（岩橋恵子君）

私はちょっと会議には出席しておりませんが、後から報告を受けてる限りでの理解で言えばそのとおりでございます。そのときに参加したメンバーがおりますので、そこでの何か意見のある方言っていただけるとありがたいと思います。

○陳情者（山口眞理君）

本日はありがとうございます。山口でございます。5月17日の議員と語ろかいのときもありが

とうございました。あの時も私たちからは、まだ霧島市がまだまだ男女共同参画道半ばと、国もそうですけれどもねまた全然だということですから、そういうことで私たちは一生懸命男女共同参画社会になるように、市民活動としてやっているわけですから。それをやるときにやはり働く女性の家というところはいい場所にありますが、大変こう利用もしやすい、中心のところにあるということで、あのままでは本当にもったいないというような気持ちもありました。そこで、議員と語ろかいのときにお話ししたとおりですけれども、今回こうやって岩橋さんのほうに、また陳情書をまとめていただいて、そして、こうやって条例改正、それから、話し合いの中に市民の意見を入れていただきたいというようなことをしっかりと陳情できましたので、これを受けて、センターということだけではなくてもっと広い、多文化、それから多様性というところも、今、霧島市が第2次総合計画でうたっております。そこにも合致していくような施設になればいいなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○委員（木野田誠君）。

先ほどこの陳情書の内容を言われた中にですね、一つだけ私は気になるのがあるんですけど、日曜閉館をやめてほしいというのがありました。働く女性の家ができたこの頃はですね、家庭の日を鹿児島県でよく言ってたんですね。だからこの家庭の日があるから日曜閉館もここに入ってきたかなあというような気があるんですけども、そうじゃなかったらごめんなさい。できたらですね個人的には日曜閉館は日曜閉館でやって、女性の方々も家族一緒に土曜日曜は過ごしてほしいなあというような特に日曜日はですね。そういう気持ちのほうが強いですけどもその辺はどういうふうにお考えですか。

○陳情者（岩元三枝子君）

確かにそういう点もあるかもしれませんが、働く人たちは女性も男性も多様な生き方を今しておりますし、社会が求める条件も、状況も、日曜日だから休みであるとは限らない働き方がいっぱいおられますよね。そういう中で開館が、日曜日、祝日も休んでるんですよね。働いている人たちが日曜日、祝日ならばそういうところを利用して何かをやりたいというふうに思われる方が多分たくさんいらっしゃるんだろうと思うんですよ。そうすると、誰もが使いやすい状況をつくるためには、やはり日曜日とか祝日をあけることによって、多様な使い方ができるってということにつながっていくんだろうと思います。以上です。

○委員（木野田誠君）

日曜日だけの閉館だったらいいんですけども、この祝日の閉館というのも書いてありますから、多分、日曜日と祝日の閉館を言うんだったら、この家庭の日っていう鹿児島の独特のこれがやっぱり作用してここにそういうことが書いてあるのかなというふうに感じたもんですから質問しました。

○委員（久保史睦君）

貴重な御意見をいただきまして大変にありがとうございます。ちょっと私どもの勉強不足でちょ

っと教えていただきたいところがありますのでちょっとお聞きをしたいと思うんですけれども。今のお話のちょっと関連なんですけれども、現状土曜日が午前9時から午後5時までの利用というふうになってるんですけど、私個人的には日曜日やっぱりあけるべきだなって思うはずと、いろいろな施設においてですね、誰もが使える機会をやっぱり、均等にやっぱりあるべきだと思うし、日曜日開けるべきだということ、できることなら個人的には土曜日も夜、やはり午後9時ぐらいまであけてもいいのかなというふうに実は思っているんです。今の、いろんな方がいろんな職、仕事をされておまして、土曜日が必ずしも仕事が半日で終わるとは限らないし、働き方が多様性になってきているので、ここ土曜日も開けたほうが、夜9時ぐらいまで、やっぱり日曜日と同様にしたほうがいいのかって言う考え方が間違っていないのかという点が1点。ここの条例の中に利用料金というのがここに載っているんです。各部屋ごとのここにそれぞれ140円、250円等々載っておりますが、この金額についてはどのような見解をお持ちなのかという部分をちょっと教えていただければと思います。

○陳情者（岩橋恵子君）

経営的なことは私どもまだ十分検討しておりませんので、あくまでも私の個人的な意見でございますけれども、こういった施設で使われる活動というのをどのようなものとして、考えるのかによって、一方では経営と同時にですね、決まってくると思うんですね。つまり、例えばこれは、この人たち使う人たちが益を得るんだから、ちゃんとお金払いなさいよと、使用料はという、いわゆる一般的な営業的な考え方、他方はですね、この活動されてることが、これが、いずれは地域に還元されるんだと。地域のためになるんだと、いう考え方に立てば、いわゆるその利用してる人が益を得るだけではなくて、地域全体に波及されるという考えに立てば、こういったものを無料にするということもありうると思うんですね、税金をそのように使っていくということもあり得ると思います。そういう意味では本当に市町村によってそれぞれ違うのですけれども、例えば鹿児島市の勤労女性センターは全て無料です。その辺りもちょっと、頭の中におまして、無料ということも検討してもいいんじゃないだろうかということを考えております。

○委員（久保史睦君）

もう1点を教えてください。この陳情書の最後の陳情内容の少し上に、第三次霧島市男女共同参画計画2023から2027部分について触れられているところなんですけれども、この2行目のところで、教育学習の推進、それから生活上の困難に対する支援というふうに記載しているんですけれども、これは、困窮者に対する支援、いわゆる福祉的要因を持った位置付けも兼ね合わせた建物としてのことを想定されていらっしゃるのかどうかということだけ教えてください。

○陳情者（岩橋恵子君）

私も今ちょっと手元にこれを持ってきてはいないんですけれども、当然ですねこういった活動は福祉的な観点ということが非常に重要になってくるかと思えます。最近では社会教育だとか生涯学習、こういったものは福祉的な視点が必要だということで、学習活動をしておりますが、働く女性

の家、こういったものもですねあるいは男女共同参画においても、福祉的な視点というのは欠落してはいけない部分だと考えております。以上です。

○委員（下深迫孝二君）

今ちょっと思ったんですが、お尋ねしますけども、今女性の家ということで、区切られてるんで、行かれる人も、そこその人数で、体育館なんかも利用していらっしゃるんですよね。これが全体が使えるようになってきたとき、今まで行かれたような人数の人たちが毎回行けるかってなれば、使えなくなる可能性もあるわけですよね。例えば女性も男性も垣根を越えて利用できますよというようなことになったときに、なってくると思うんですが、例えばそんなら、もっと使えるように、広い施設をつくれとか言ってもですね、財政的な問題もありますから、今あるものを、やはり改修したり、いろんなことをしながら、使いやすい、使い勝手のいいものにしていこうということになるうかと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○陳情者（岩橋恵子君）

その点はですね、恐らく企画運営プログラムの作り方によって十分可能だろうというふうに考えております。実際に鹿児島市は、霧島市もずっと人口が多いわけですけれども、非常にですね、みんなが満足いく形で利用されているようでございます。会場とるために競争して、云々という話は聞いたことはございませんので、恐らくプログラムをうまく組んでらっしゃるんだと思います。そういう方法をちゃんと習得すれば可能だと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

霧島市の運動公園ですね。広い施設があるんですよ。あそこでもですね。もう特定の方たちだけが優先して使っていらっしゃると言ったような苦情も聞いたことがあります。そしてそうなれば、段取りよくとる人たちは、毎回その施設の利用権がとれるんだけれども、この団体で今日は使いたいなと思っても、ほとんど使えないというような苦情もいただいたことがあったもんですからちょっとお尋ねしたんですけども。今は女性の方たちだけが主に使っていらっしゃる。今日行って男性の方が、卓球ですかね、しておられたのは、何か障害を持たれる方たちが利用なってるということで、男性の方も2名ぐらいでしたかな、入っておられましたけれども、体育館などはもう100%女性の方が今現在使っていらっしゃいます。ですから、そこら辺はどのようにお考えかなと思ましたのでちょっとお尋ねしております。

○陳情者（岩元三枝子君）

直近の私の体験なんですけれども、今おっしゃったように、確かに体育館はよく使われていて、申込みも確かに多いですね。最近体験しましたのが、国体があって市の体育館のほうはちょっと使えない状況になったので、女性の家の体育館を使いたいということで入ってこられた新しい団体の方たちが、なかなか譲り合わないと使えないということがあって、前の組、その組、現在使ってる後の組という時間帯の割合を30分づつずらし合いながらお互いがのんで30分譲りましょう。30分譲りましょうという形でですねうまい具合に使ったという体験がありますので、あそこの申請はち

よっとほかとは違って、一番最初の月の初めの日に予約を取りに行き、同じ時間に同じ曜日の同じ時間に重なった場合は、お互いに話し合っ、譲り合っ、というふうになってますので、そこらあたりは何とか仲裁する方もおられての上で、何とかうまく利用できるのではないかなというふうに感じてます。

○委員長（前田幸一君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第7号についての陳情者への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時29分」

「再開 午後 1時33分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号についての執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田豊明君）

陳情第7号霧島市働く女性の家の再編整備の充実を求める陳情書につきまして、本施設のこれまでの経緯及び利用状況等、並びに陳情に対する見解について、商工観光施設課長が説明しますので、よろしくお願ひいたします。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

陳情第7号、「霧島市働く女性の家」の再編・整備の充実を求める陳情書につきまして、本施設のこれまでの経緯及び利用状況等についての説明並びに陳情に対する見解を申し上げます。当該施設の設置からこれまでの経緯につきましては、旧国分市において、勤労婦人福祉法に基づき、働く婦人の福祉の増進を図るため、婦人の福祉に関する事業を総合的に行う施設として、昭和62年に国及び県の補助金を活用し、「国分市働く婦人の家」を設置しており、施設の名称は合併や社会情勢の推移により平成17年に「霧島市働く婦人の家」、平成26年に「霧島市働く女性の家」へと変更し、現在に至ります。施設としましては、鉄筋コンクリート造り2階建ての建物で、会議室、相談室、研修室、軽運動室、調理実習室及び障害者福祉体育館を併設しており、現在、会計年度任用職員3名により、施設の管理運営を行っています。施設の利用者の範囲につきましては、条例で定めており、女性労働者や勤労者家庭の女性等を優先していますが、施設の利用状況により、その他の女性や男性の利用も認めています。開館時間及び休館日につきましては、条例に基づき、平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までの開館とし、日曜・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休館としています。施設の利用状況につきましては、コロナ前は年間約1万

3,000人の利用者数でしたが、近年は減少しており、令和4年度は9,468人の利用となっています。なお、前期・後期において、それぞれ定期講座を実施しており、家庭や職場に必要な知識や技術の取得及び余暇の充実を図るための各種講座を開催しています。陳情に対する見解としまして、本陳情は社会活動全般において規定している「男女共同参画社会基本法」の観点から施設の再編・整備の充実を求められているものと思われませんが、本施設は雇用に関する法律である「男女雇用機会均等法（旧勤労婦人福祉法）」に基づき設置した施設であることから、まずは勤労者を支援するための施設をベースとして、利用者の範囲の拡充を検討しているところです。また、最近の一般質問においても施設の活用や名称変更等についての質問がなされていることを踏まえ、早い検討が必要と考え、「霧島市働く女性の家運営委員会」を開催する経費を今回の補正予算に計上しており、当該運営委員会において、男女共同参画の視点も取り入れながら、今後の運営方針等に係る協議を重ね、施設の利活用の向上が図られるように、施設の名称についても変更していきたいと考えています。最後に、現在、働く女性の家については、障害者福祉体育館と併せて外壁及び屋根等の改修工事を進めており、来年の2月に工事が終了する予定です。以上で説明を終わります。

○委員長（前田幸一君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

今外壁はやっていらっしゃるんですよね。これは耐震は問題ないんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

耐震のほうは、耐震設計になっておるので大丈夫でございます。

○委員（木野田誠君）

それでは最初に霧島市働く女性の家運営委員会のメンバーはどういうふうになってますか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

運営委員会規則がございまして、その中で委員の構成をうたっております。一つ目が働く女性の家を利用する者の代表、あと知識経験者、あと関係行政機関の職員、そしてその他市長が認めるものとなっております。その中でその他市長が必要と認めるものということで、勤労者という観点から商工会そして商工会議所、それで男女共同参画や子育てのサポートに従事している企業からメンバーを選出しようと考えております。

○委員（木野田誠君）

今決まってる人はいないわけですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今現在ではまだ検討でまだ決まっておりません。

○委員（木野田誠君）

予算の関係もあろうかと思うんですけども、この運営委員会が決まった暁には、今日の団体みたいに、陳情の団体みたいにですね、いろんな意見があるわけでそういう意見を聴く場所というか、

そういう機会は設けられるんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

この運営委員会を開催する中で、そのような意見は聞ける機会があれば設けていければと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今日お見えになった団体の皆さんですね。こういう我々議会のほうに陳情なんですけども、行政のほうに直接お話をしてもらいたいのかなというふうに思うんです。我々が幾ら聞いても、陳情例えば採択してもですね行政はやらないときはやらないわけですから、ですからやっぱりそういう一般的に広く、せっかくお金かけるのであれば、意見を聞く機会が必要だと思います。そこはどのようにお考えですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

まずもって私たちのほうに直接きた経緯はございません。また前回の宮田議員の質問でもあったんですけど、D&Iセンターですかね。ダイバーシティーアンドインクルージョン、多様性の利用とかいう話も出ているなかでございます。今回のこの意見につきましても、運営委員会の中で考えながら方向性を出したいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

この陳情者はですよ。行政に対しては陳情あがってないんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

行政のほうには上がってきておりません。

○委員（木野田誠君）

今外装をやってらっしゃる。この運営委員会を開いて、いろんな意見が出てくると思います。名称の変更からですね、今日の陳情者のあれいうと、大きな項目でいうと今実際、日曜日、それから祝日は閉館してらっしゃるんですけど、これの開館を求めるというふうになってます。条例ではただけ閉館というふうになってるんですけども。こういうふうに条例と違う部分がある。それから、施設についても改良を望んで。この運営委員会でそういう話が出た場合は、行政としてはその辺も改善していく。余地は十分持ってらっしゃるか持っておられないのか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

この運営委員会を開催すれば、いろんな意見が出てくると思います。その中で日曜開館とか、そのような方針も出てくれば、そういう方向に変わって行くことになると思います。

○副委員（宮内 博君）

一応課長の口述の中でですね、早い検討が必要だということで運営委員会を開催をしていくということなわけなんですけども、陳情書の中には二つ求められておまして、一つは条例の改定が必要じゃないかということなわけです。先ほどその施設の名称についても変更をするというか考えを持ってるとということが口述の中でも示されたわけですけど、同時に条例の中にあるこの使用者の範囲、

第3条ですね、女性だけが利用するということが強調されている。そしてその第4項のところには、その他市長が認めるものというふうになって、実際、男性の方にも開放をされているという側面はあると。現在でもですね、ということなわけで、であればそのここの部分。いわゆるこの、使用者の範囲の部分ですね、そこも今の時代の要請にふさわしく、性別を問わないというような形で利用できるようなことも、当然、審議会の中でもですね、意見が出てくるだろうと思いますけれども、そういうことを踏まえて、今後、新しく、改善できるものに改善していくというような立場で執行部のほうもいらっしゃるといふふうに理解していいんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

はい、おっしゃるとおりでございます。口述の中でありましたとおり、男女性別関係なく、勤労者の枠で考えておりますけれども、今この条例にうたってるのは女性という言葉が出てきますのでそういう点もなくなっていく。それで皆さんが使いやすい施設になっていけばと考えています。

○副委員（宮内 博君）

それはいわゆる、ここで述べられている男女雇用機会均等法の中の制約でこういう形になっているという側面はないと。法的にそのことはもう既に枠は取り払われているという理解でいいんですかね。

○商工観光部長（池田豊明君）

男女雇用機会均等法について、それまでに設置された働く婦人の家は、規定から削除がされているんですが、それは効力は残すという形になっております。ただ今現在、先ほどから議題なります活用という形で、やはり男女、今の社会情勢を考えたときに、女性だけでつていうことを考えると、男性も使えるような形ということも運営委員会の中で話されていく、協議されていくべきじゃないかなというふうに考えております。

○副委員（宮内 博君）

それは今ある第3条の条例ですね。ここを今の答弁では、いじれないようなふうなふう聞こえたんですけど、そうじゃなくてここも含めて改定をすることができるという理解でいいんですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

はい、その部分については改定できていくというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

今は、働く勤労勤労者の家というふうに、何か、男女をとればですね。さっきの説明でしたけど、働いてない人な使えないということになりますよね。そこはどのようにされるんですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

働く女性の家ということで、設置されたときには、女性の働き方を促進といいますかサポートしていくような形だったんですが、今働くということは全体的に、例えば家庭で主婦されてる方も中で働いているという考え方で大きな働くという意味合いの中で考えていってもいいんじゃないかというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば男性も使えるようになる。もう年金暮らしですね、仕事をしてない人。そういう人は働いてないわけですよ。それでそうしたとき、そういう人は使えないんですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

今まで女性の家ということでしたけど、実際男性も活用されていらっしやいます。そういう実情に応じて働くというところの考え方もまた考えていかないといけないと思うんですが、運営委員会の中でその辺りの今までの経緯であったり、今後の今の社会情勢であったり、男女、先ほどの男女共同参画、そういうものも踏まえた上でどういう形で利活用する、拡充していけるかということは考えていきたいというふうに思ってます。

○委員（下深迫孝二君）

ぜひですねそれ働くというのを抜いてしまわないと。それこそ差別になってしまいます。働いてない人は、要するに使えないんだという条例改正であればですね、ぜひそこはもう勤労とかなんとかじゃなくて全市民といったような感じで考えていかないとですねというふうに思いますけど部長どうですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

今回運営委員会を設置しまして利用者の方々であったり、先ほど申しましたように企業の方であったり、有識者の方を入れて考えていきます。その中で今までの経緯、今後の社会情勢を考えたときに、働くということに施設の中でこだわっていくべきなのか。委員がおっしゃるとおり、働くということをもうちょっと広げて考えていくということも運営委員会の中で協議していただきたいというふうに思ってます。

○委員（徳田修和君）

先ほどから運営委員会のほうで今後検討していくという御答弁続きますけど、この委員会の開催目的が施設の活用や名称変更等について協議をされていくものと認識しましたが。午前中現地の方を見せていただきました。もう年数がたっている施設の割に皆さん大変大切に利用していただいてすごくきれいな施設だなというふうに思ったところでもありますけども、軽運動室ですかね、基盤の電気基盤のほうに故障中とか、やはりそれなりに施設のほうにガタがきてるなあとというふうにも感じたところです。また陳情の中には、歩行困難な方々への利用ということで二階に上がるためのエレベーター等がないとか、そういったことだったり洋式トイレの設置であったりとかそういう事も含まれてるんだらうなっていうふうな、陳情者の思いは理解したとこなんですけども。この運営委員会では施設の活用、名称等というのに加えてそういうような大規模改修だったりとか修繕計画等も検討されていく委員会だと理解しててもよろしいでしょうか。

○商工観光部長（池田豊明君）

確かに議員が言われたように保守していくところもあるかとは思いますが。なので運営委員会の中で活用という、題名としてはそうなりますけど在り方という形で考えていきます。その在り方の

中で、この部分は改修したほうがいい。ここはちょっと先でもいいよねということがあれば、そういうことも検討はその中に出てくると思います。

○委員（池田綱雄君）

運営委員会を設置するというような話ですが、委員について公募されるんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

はい、この規則の中で構成メンバーがうたってございますので、今のところは公募は考えていないところでございます。

○委員（木野田誠君）

この運営委員会のことで基本的なことを。人数は何名です。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

15名以内ということで、その中でうたわれておまして、あと、委員の総数の10分の4、どちらかの性別の方がいないといけないということがうたってございます。

○委員（下深迫孝二君）

やはり今の施設を見てですね、働く婦人の家といったようなことであれば、元気な人たちが利用されるような構造になってますよね。今言ったようにエレベーターがないだとか、あるいは下の休憩のところでも1段下がって休憩室をつくってありましたよね。これから皆さんが使うとなれば、障害を持った形で車椅子でこうしてしながら来られる人たちもいらっしゃると思うんだけど、ああいう段差があること自体がですねちょっといかなものなのかなと。元気な人たちであれば、階段、1段2段、ぽんと飛んででも降りられるわけですけども、これからその改修されたり、条例を見直したりして、皆さんが使えるようになるということになれば、大がかりにやっぱ改修していかないといけないという気もしますけれども、そこら辺はどのように。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

午前中に現地を見ていただきましたけども、今言われた段差のあった部分なんですけども、正面からじゃなくて、階段の向こうからはスロープで降りられるようにできております。それで玄関からもずっとスロープは設置されております。あとエレベーターについては今のスペースでは、大分金額もかかるし、スペース的にもちょっと難しいのではないかなと思っております。利用の状況で下の会議室、言い方悪いんですけども下の会議室を使っていながらの利用ができたかと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

やるんならですね、今言ったように、エレベーター、これはもう本当に喫緊の課題だと思いますよ。なぜかといいますと、はいじゃ、障害者の方は二階を使えないよとなったときですよ。皆さんが行って、おんぶして毎回上がれるなら話は別だけどそういうわけにもいかんわけですから。やはり改修して全体が使えるとなればエレベーターの設置ぐらいはやっぱりやむを得ないのかなっていう気がしておりますけど、部長。

○商工観光部長（池田豊明君）

確かにもう造られたのがずっと前の施設になります。多分玄関から入って下がっている部分というのは、多分その頃、そういうのがはやってたんじゃないかなというふうに思われます。ただ、バリアフリーということに関しては今後やはり考えていかないといけないと思いますので、当然、施設を改修するとなると当然予算等もありますので、そういうところを踏まえながら検討していきたいと思います。バリアフリーの中には当然車椅子で入ってこられた方がエレベーターで昇る、そういうこともありますので当然エレベーターとなるとかなりの費用がかさむわけですが、そういうことも検討といいますか、協議の中で話をしていきたいというふうに思います。

○副委員（宮内 博君）

ハード的な面と、陳情書の中では後段の部分ですね、いわゆる男女共同参画社会づくりの推進やそのための力量形成の場となるそういう視点を持ったものにしてもらいたいということが求められてるわけですね。ということはここが一つの男女共同参画のための拠点となるようなですね、そういう施設にしてもらえないのかという要求がここに述べられているのではないかと思いますけれども、いわゆるそのためのためのソフト面の議論というか、そういうこともできるような協議会ということも考えているというふうに理解していいですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

先ほど少し質問があったように陳情された方々から行政の陳情というのは受けておりません。直接こられて、内容を説明をいただいたこともないです。なので今、陳情書と前回議員と語ろうかいで話された、その資料の中での文面でしか想定はできないんですが、宮内委員が言われるとおり、男女共同参画社会の推進ができるような拠点を、センターを造ってほしいということが言われているのが、一番の要望なんじゃないかなと思います。当然そのことについては、今後所管といいますかそういうところでの議論がやっぱり必要になってくるんだと思います。その中で利用できる場所が、働く女性の家、そこを一緒に改修も含めてできないかということでもありますので。今答弁書でもお話ししたように、男女雇用均等法の中で、雇用という形で働く女性の家は進んでおりました。その中での運営委員会を開きますので、当然その働く女性の家の中での今までの経緯、今後の今の情勢、働くということに関して運営委員会の中で協議していただいて、その中で、男女共同参画、そういう話の中でそっちのほうに、そっちのほうですがそういうところも含めていくべきだということであればその中で話ができると思いますし、そうなったときには全庁的なまた協議ということも出てくるのかと思います。運営委員会で、ある程度の完結といいますか、この運営委員会の中で、働く女性の家というものをどういう方向で考えるかということの中で、男女共同参画ということが必要であるとなれば、それはまた全庁を、福祉であったり、市民課であったり、そういうところとの話とか、先ほど言ったセンターを要望されるというところがあるので、そういうことのほうに、第2段階といいますか、そういうことになっていくのではないかとこのように思っています。

○委員（木野田誠君）

関連ですけれども、口述書には雇用機会均等法で造ったものだということがうたっているわけですが、この雇用均等法をベースとしてのこの部分は、ある意味、諦めとも、なくなってもいいというような理解でいいんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

補助金関係ですかね。今設置されて約36年。これの造りが鉄筋コンクリート造りでございますので、補助金適正化法の中では50年ですのあと14年、令和19年までが該当するということになりますけれども、県のほうの雇用労政課に以前たづねたときには、財産の処分、譲渡とか解体がなければ、それとあと今の利用者に不利益が生じなければ、補助金の返納がないということは聞いております。それでまた、この施設の利用の拡大、それが決まって条例改正などがあればまたその報告をするという届出をするということになっております。

○委員（木野田誠君）

補助金関係でそういう形で守って、これをベースにしていかなくちやいけないわけですが、その考え方としてですよ、考え方としてこのベースは必ずしも守っていかなくてもいいというようなふうに理解していいんですかという事なんですが。

○商工観光部長（池田豊明君）

今委員がおっしゃられるとおり、当然今現在は雇用の関係の均等法の中で働く女性というのがあります。その中で運営委員会という話をしていきますが、当然その中で先ほどお話ししたようにもう働くということについても、外して検討していくべきじゃないかとなった場合は、そういう方向もあると思います。

○委員長（前田幸一君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第7号についての、執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時05分」

「再開 午後 2時10分」

△ 議案第100号 指定管理者の指定について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それではこれより議案処理を行います。まず、議案第100号、指定管理者の指定について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれ、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 100 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 100 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第103号 字の区域の変更について

○委員長（前田幸一君）

次に、議案第 103 号、字の区域の変更について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 103 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 103 号は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第104号 字の区域の変更について

○委員長（前田幸一君）

次に、議案第 104 号、字の区域の変更について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 104 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 104 号は全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第7号 「霧島市働く女性の家」の再編・整備の充実を求める陳情書について

○委員長（前田幸一君）

次に、陳情第7号霧島市働く女性の家の再編整備の充実を求める陳情書について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○副委員（宮内 博君）

陳情者にもおいでいただいて、執行部からも本陳情書について御意見をお聴きをいたしました。陳情書の中に述べられておりますのは、一つは、働く女性の家の現条例、これを現在の男女に関係なくですね、市民誰もが利用できるような施設として、この条例の見直しも含めたですね、議論を進めてもらいたいということと同時にそれにふさわしい施設としての整備の在り方を求めている陳情書であります。執行部のほうもこれらの動きを受けて、新しく運営委員会等をつくって、その中で議論を深めて条例の改定も含めた議論を進めていきたいということが確認をされたわけです。もう一つはこの施設をいわゆるセンター的な役割を果たすものに整備をしてほしいということもあろうかと思えます。今後設置される運営委員会の中で、それらの多様な意見を取り入れてですね、市民の方々の要求や願いにこたえるようなですね、そういう取組を進めるべきだということをおっしゃりたいと思えます。

○委員長（前田幸一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。それでは、討論に入ります前にこの陳情に関する採決を行うか、それとも継続審査とするかについてお諮りいたします。御意見はございますか。

「休 憩 午後 2時14分」

「再 開 午後 2時18分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。御意見ございますか。

○委員（徳田修和君）

霧島市働く女性の家に関しましては運営委員会を開催していくという、方向性も示されているところでございます。そこでしっかりと今後の施設の活用等を議論していただくためにも、今回の陳情のほうは本日採決をして形を委員会としても示すべきであると思えます。

○委員長（前田幸一君）

御意見がありましたので、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第7号について採択することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第7号について全会一致で採択すべきものと決定します。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前田幸一君）

次に、委員長に付け加える点がありますか。

〔「一任」と言う声あり〕

委員長一任という声ですが、ないようですので、委員長報告について、委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。

「休 憩 午後 2時20分」

「再 開 午後 2時28分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出いたしますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。そのほかで何かございますか。

○委員（木野田誠君）

以前の産業建設常任委員会で語ろう会をしたときに、語ろうかいの相手の方からですね、産業建設は将来的な霧島市の建設関係とかそういうものについて、プランは持ってないのかというような御意見がありました。今、大変、委員会も忙しくて議案を処理する、それから陳情等を処理すると

というようなことで、非常にそこまではまだ行ってないということでお話をしましたけども、もし、今度のこの委員会でそういうような時間的な余裕があればその辺もですね、ある程度産業建設として、将来的なプランなりを持っててもいいかなというふうに感じましたので、また検討してみてください。

○委員長（前田幸一君）

はい。今の御意見で産業建設常任委員会として、将来的なプラン、まちのプラン、市のプランということで、そういうのも協議をする場を設けたいということですが、御異議ございませんか。

○副委員（宮内 博君）

今お話しの方は分かりましたけども、この委員会だけで議論できる範疇を超えているんじゃないのかと。要するに霧島市全体のまちをどういうふうにつくっていくのかというところの中の、そこにどう、どういう、いわゆる建設とおっしゃったのでハードの部分ですよね。このつくっていくのかっていうことの議論がなければ、ここの委員会だけでできるものではないんじゃないのかなというふうに思ったりもするんですが、そういうことも考えて今木野田委員もおっしゃってる。

○委員（木野田誠君）

宮内委員が今おっしゃいましたそういう非常に難しい面もあります。ありますけれども、一つの提言というふうなところで収めていってもいいんじゃないかなあとは思ったりもするんですけども。我々が今まで手をつけなかったのもそこら辺のやっぱ難しいところがあるから、つけられなかったといえそういうところがあるかと思うんですよね。一応意見は意見として申し上げましたので検討できれば検討してください

○委員長（前田幸一君）

休憩します。

「休憩 午後 2時31分」

「再開 午後 2時32分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き再開します。

○副委員（宮内 博君）

当委員会の所管の中で、いわゆる雨水管理総合計画に携わる下水道事業ですね、これがあるんですけれどここ1か月ほどかな、かなり本格的に動き出したんですよ。それで重機もクレーン車なども配備をされてですね整備が始まっているんですけど。ところが想定外の事態もあってらしくて工事がとまっているところもあるんですよね。それでちょっとそのことなどについて状況等をですよ調査できるような機会を当委員会で設けることができたらと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま宮内委員からございましたが、これに対して御意見ございますか。

○委員（久保史睦君）

今宮内副委員長のほうから御指摘ありました雨水管理総合計画については、これ非常に市民の方からも御意見をいただいたりして心配されてる方が多いんです。この部分に関して私のほうもぜひ委員長のほうで取りあえずちょっと方向性等まとめたものを1度委員会のほうで発表していただきたいなとか、方向性をちょっと決めて旗を振っていただいて、ちょっとこれぜひ前向きに委員会として調査できるように検討していただきたいなということを重ねて要望しておきたいと思いません。

○委員（木野田誠君）

今の意見ですけれども、一般質問ではですね大体こういうふうに3人ぐらいの方がですね一般質問されてるわけですけども。個々にやっぱり回答という形で、全体的なですねやっぱりそういうのを勉強する機会があってもいいんじゃないかなというふうに私も思います。

○委員長（前田幸一君）

ただいま、御意見がございましたが、そういう方向性でこの委員会として、それにちょっと携わってみたいと思いますがそういう形でよろしいのでしょうか。

○委員長（前田幸一君）

休憩します。

「休憩 午後 2時35分」

「再開 午後 2時37分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは1月9日、この日先ほど申しましたコンパクトシティもございますが、今、宮内委員からありました雨水管理計画の件に関しましても、現地調査を含めた日程ということで進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

時間をちょっと早めましょうか、9時でよろしいでしょうか。それでは1月9日9時ということで、まず現地調査が先に入るのかなと思いますので、排水機場等やらそういうところもちょっと確認を。

○委員（徳田修和君）

雨水管理計画のほうですけども先ほど副委員長のほうからも、少し想定外のことが起きている部分もあるということでしたので、特にもそういう想定外のものであったり何かの原因があって今止

まってる状態であるというものは優先的に説明を受け入れるように委員長のほうで調整をしていただきたい。

○委員長（前田幸一君）

了解いたしました。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですのでこれで本日の日程は全て終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時40分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

前田 幸一